

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

◎ 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者（以下単に「老人医療受給対象者」という。）並びにその属する世帯の他の世帯員であつて老人医療受給対象者及び前条に規定する者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該世帯に他の老人医療受給対象者又は同条に規定する者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額医療費の支給要件及び支給額）</p> <p>第十四条 高額医療費は、次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額医療費の額を控除した額（以下「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額医療費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額医療費算定基準額を控除して得た額に老人医療受給対象者按分率（老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から</p> | <p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者（以下単に「老人医療受給対象者」という。）並びにその属する世帯の他の世帯員であつて老人医療受給対象者及び前条に規定する者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が六百二十一万円（当該世帯に他の老人医療受給対象者又は同条に規定する者がいない者にあつては、四百八十四万円）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額医療費の支給要件及び支給額）</p> <p>第十四条 高額医療費は、次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額医療費の額を控除した額（以下「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額医療費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額医療費算定基準額を控除して得た額に老人医療受給対象者按分率（老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から</p> |

次項の規定により支給される高額医療費の額を控除して得た額（以下「老人医療受給対象者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養（法第十七条第二項に規定する食事療養（以下単に「食事療養」という。）及び当該老人医療受給対象者が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項並びに附則第二条及び第三条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからホまでに掲げる額を合算した額

イ ホ （略）

二 （略）

255 （略）

6 老人医療受給対象者が、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。附則第二条第五項及び第三条第五項において同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次条第一項第三号において同じ。）であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。附則

次項の規定により支給される高額医療費の額を控除して得た額（以下「老人医療受給対象者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養（法第十七条第二項に規定する食事療養（以下単に「食事療養」という。）及び当該老人医療受給対象者が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからホまでに掲げる額を合算した額

イ ホ （略）

二 （略）

255 （略）

6 老人医療受給対象者が、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次条第一項第三号において同じ。）であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有している場合であつて、当該老人医療受

第三条第五項において単に「老齡福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該老人医療受給対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該老人医療受給対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超過するときは、当該老人医療受給対象者に対して支給されるべき高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

(高額医療費算定基準額)

第十五条 前条第一項の高額医療費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

四 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三十三條第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五條第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同條第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者 一万五千元

給対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該老人医療受給対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該老人医療受給対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

(高額医療費算定基準額)

第十五条 前条第一項の高額医療費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

四 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三十三條第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五條第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同條第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「六十五万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者 一万五千元

256 (略)

(その他高額医療費の支給に関する事項)

第十六条 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等(薬局を除く。)又は特定承認保険医療機関(以下この項並びに附則第二条第四項及び第三条第四項において「医療機関」と総称する。)

則第二条第四項及び第三条第四項において「医療機関」と総称する。)
)について次の各号に掲げる療養(当該老人医療受給対象者が第十四条第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)

()を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第三十一条の三第四項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、市町村長は、第十四条第一項又は第二項の規定により当該老人医療受給対象者に対し支給すべき高額医療費(同条第六項の規定によりその額を算定したものを含む。次項において同じ。)について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該老人医療受給対象者に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

一・二 (略)

257 (略)

附則

(特定非課税老人医療対象者に対する高額医療費の支給に関する特例)

第二条 特定非課税老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人

医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除

256 (略)

(その他高額医療費の支給に関する事項)

第十六条 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等(薬局を除く。)又は特定承認保険医療機関(以下この項において「医療機関」と総称する。)

人医療受給対象者が第十四条第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第三十一条の三第四項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、市町村長は、第十四条第一項又は第二項の規定により当該老人医療受給対象者に対し支給すべき高額医療費(同条第六項の規定によりその額を算定したものを含む。次項において同じ。)について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該老人医療受給対象者に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

一・二 (略)

257 (略)

した額が、第十四条第一項の規定により当該特定非課税老人医療対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該特定非課税老人医療対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額医療費算定基準額は、第十五条第一項第三号に定める額とする。

3 特定非課税老人医療対象者に係る第十四条第二項の高額医療費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六条第一項の規定により特定非課税老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費について市町村長が医療機関に支払うものとする額の算定に当たっては、当該特定非課税老人医療対象者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。

一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

5 第一項及び前二項の特定非課税老人医療対象者は、老人医療受給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項及び次条第五項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。以下この項及び次条第五項において「平

成十七年地方税法改正法」という。) 附則第六条第二項に該当する者と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。)

二 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあっては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。)

(特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給に関する特例)

第三条 特定年金受給老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第十四条第一項の規定により当該特定年金受給老人医療対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該特定年金受給老人医療対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額医療費算定基準額は、第十五条第一項第四号に定める額とする。

3 特定年金受給老人医療対象者に係る第十四条第二項の高額医療費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六条第一項の規定により特定年金受給老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費について市町村長が医療機関に支払うものとする

額の算定に当たつては、当該特定年金受給老人医療対象者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。

- 一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号二に掲げる者
- 二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

5 第一項及び前二項の特定年金受給老人医療対象者は、老人医療受給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十七年地方税法改正法附則第六条第二項に該当する者又は当該者と同じの世帯に属する者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

- 二 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者又は当該者と同じの世帯に属する者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

◎ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（法第四十二条第一項第四号の政令で定める者等） 第二十七条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定は、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は第一項に規定する者に限る。以下この項において同じ。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。</p> <p>一 被保険者（法第五十五条第一項の規定により療養の給付、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十九条の四まで及び附則第二条</p> | <p>（法第四十二条第一項第四号の政令で定める者等） 第二十七条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定は、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は第一項に規定する者に限る。以下この項において同じ。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が六百二十一万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、四百八十四万円）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。</p> <p>一 被保険者（法第五十五条第一項の規定により療養の給付、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十九条の四までにおいて同じ。</p> |

において同じ。)が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養(法第三十六条第二項に規定する食事療養(以下この条において単に「食事療養」という。)を除く。以下この項から第三項まで及び附則第二條において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイからルまでに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円以上のものに限る。)を合算した額

イ、ル (略)

二 (略)

2 被保険者が療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。次項において同じ。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項及び附則第二條第二項第一号において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一・二 (略)

3、5 (略)

(高額療養費算定基準額)

第二十九条の三 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のす

(が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養(法第三十六条第二項に規定する食事療養(以下この条において単に「食事療養」という。)を除く。第三項までにおいて同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイからルまでに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円以上のものに限る。)を合算した額

イ、ル (略)

二 (略)

2 被保険者が療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。次項において同じ。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一・二 (略)

3、5 (略)

(高額療養費算定基準額)

第二十九条の三 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のす

べてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号及び附則第二条第七項において同じ。）が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。第三項第三号において「市町村民税世帯非課税の場合」という。） 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

イ・ロ（略）

2（略）

3 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜三（略）

四 第一項第三号イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のすべてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金

べてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。第三項第三号において「市町村民税世帯非課税の場合」という。） 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

イ・ロ（略）

2（略）

3 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜三（略）

四 第一項第三号イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のすべてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「六十五万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が

額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 一万五千元

4 5 6 (略)

(その他高額療養費の支給に関する事項)

第二十九条の四 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関又は特定承認保険医療機関(以下この項において「保険医療機関等」という。)について次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び附則第二条七項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、保険者は、第二十九条の二第二項又は第三項の規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

一 入院療養 イからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万二千元

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 七万二千三百円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額(その額が三十六万五千円に満たないときは、三十六万五千円)から三十六万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合にお

ない場合 一万五千元

4 5 6 (略)

(その他高額療養費の支給に関する事項)

第二十九条の四 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関又は特定承認保険医療機関(以下この項において「保険医療機関等」という。)について次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、保険者は、第二十九条の二第二項又は第三項の規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

一 入院療養 イからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万二千元

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 七万二千三百円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額(その額が三十六万五千円に満たないときは、三十六万五千円)から三十六万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合にお

いて、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万二百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二万四千六百円

ニ 前条第三項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 一万五千元

二 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元

ロ 前号ロに掲げる者 四万二百円

ハ 前号ハ又はニに掲げる者 八千元

2
7 (略)

附則

(特定非課税被保険者に係る高額療養費の支給に関する特例)

第二条 特定非課税被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第二十九条の二第一項中「次項又は第三項」とあるのは「第三項又は附則第二条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九条の四第五項及び第六項中「第二十九条の二」とあるのは「第二十九条の二第三

いて、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万二百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二万四千六百円

ニ 前条第三項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 一万五千元

二 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元

ロ 前号ロに掲げる者 四万二百円

ハ 前号ハ又はニに掲げる者 八千元

2
7 (略)

項から第五項まで、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十九条の二第一項及び附則第二条第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 特定非課税被保険者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該特定非課税被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対して支給される高額療養費の額は、第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該特定非課税被保険者ごとに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額を加算した額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に、特定非課税被保険者按分率（特定非課税被保険者が同一の月に受けた療養に係る第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（次号において「特定非課税被保険者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 特定非課税被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

3 第一項の規定により読み替えて適用する第二十九条の二第一項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の三第一項（第三号を除く。）中「前条第一項の」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第一項